1. 情報提供料(業務着手金を含む)*提携仲介/アドバイザリー契約締結時

譲渡企業の簿価総資産額	情報提供料
2億円以下	100万円
2億円超5億円以下	200万円
a 5 億円超 1 0 億円以下	300万円
10億円超30億円以下	400万円
30億円超50億円以下	500万円

50億円超の場合は別途お見積りいたします。

2. 業務中間報酬 *基本合意契約締結時

成功報酬の20%(但し最低額250万円)

- 3. 成功報酬 * 最終契約締結時
 - ① M&A (買収、合併等の資本提携や事業譲受等) 仲介/アドバイザリーの場合

譲渡企業の時価総資産額(営業権を含む)	手数料率
4億円以下	2000万円
4億円超5億円以下の部分	5 %
5億円超10億円以下の部分	4 %
10億円超50億円以下の部分	3 %
50億円超100億円以下の部分	2 %
100億円超の部分	1 %

(計算例)譲渡企業の営業権を含む 時価総資産額が8億円の場合

4億円以下の部分 = 2,000万円

(5億円-4億円) × 5% = 500万円

(8億円-5億円) × 4% = 1,200万円

合計 3.700万円

なお、M&A について、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為や事業譲受等の手続きを伴う場合、当該手続きの複雑性、規模、当社の業務範囲等を勘案し、貴社と協議した上、上記の成功報酬以外に別途手続き費用を請求させていただく場合がございます。

- ② 合併・会社分割等の手続き、業務提携などの場合
 - ・基本手数料を500万円とし、形態、規模等に応じて決めさせていただきます。

4. 補足

- ① 業務中間報酬は M&A が成約した場合成功報酬に含め、充当するものとします
 - ・情報提供料に関しましては、業務中間報酬や成功報酬への充当はできません。
- ② 以下の項目については上記報酬には含まれておりません
 - ・買収監査、特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成のための費用
 - ・登記費用及び公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士等の専門家費用の実費
 - ・譲渡企業の海外事務所等訪問時の通訳費、当社および貴社関係者の交通費、宿泊費、日当
- ③ 以下の場合、上記の各種報酬について別途相談させていただきます
 - ・譲渡企業が関係会社を保有する場合や事業所を複数持つ場合
 - ・譲渡企業が海外に関係会社・事業所・工場等を保有する場合

注:上記費用には全て別途消費税がかかります。